

## 建設コンサルタント等業務にかかる低入札価格調査制度の導入及び最低制限価格の見直しについて

測量・調査・設計等委託業務に係る成果品は、公共工事のコストや品質、耐久性に非常に大きな影響を及ぼすことから、成果品の品質等の低下を招く恐れのある低価格受注を適切に排除し、より適正な価格での契約の推進を図るため、平成22年7月1日より、低入札価格調査制度の導入、最低制限価格の見直しをしますので、お知らせします。

### 1 低入札価格調査制度の導入

#### ・制度概要

調査基準価格を下回った入札は、適正な技術者の増員ができるかどうかについて調査し、適切な技術者を増員できないときは、失格となる制度

対象業務：予定価格が1千万円以上の業務

算出方法：下表の業務ごとに①から④までの合計額に100分の105を乗じて得た額

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×4/10	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費×6/10	諸経費×6/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	技術経費×6/10	諸経費×6/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費×9/10	解析等調査業務費×7.5/10	諸経費×4/10
補償関係のコンサルタント業務	直接人件費	直接経費	技術経費×6/10	諸経費×6/10

※上記金額が、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とします。

### 2 最低制限価格の見直し

#### ・制度概要

最低制限価格を下回った入札は、失格となる制度

対象業務：予定価格が1千万円未満の業務

算出方法：低入札価格調査制度の調査基準価格と同一の算出方法とします。

### 3 技術者の増員について

以下の全ての条件を満たす技術者を増員できない場合は失格となります。

- (1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者
- (2) 愛知県が平成19年4月1日以降発注した業務の内、当該業務と同一業種で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者

なお、増員された技術者は、当該業務実施上必要となる本組合との打合せ全てに、出席する必要があります。

### 4 その他

詳細については、名古屋港管理組合低入札価格調査制度等要領をご覧ください。

### 5 適用の時期

平成22年7月1日以降に公告又は通知する業務から適用します。